

創 価 大 学

動 物 実 験 施 設 利 用 の 手 引 き

2007年4月1日 制定

2015年4月1日 改定

2017年4月1日 改定

動 物 実 験 委 員 会

目 次

	頁
I 施設を利用される前に	1
1. 基本的な考え方	1
◆ 共同利用施設である	1
◆ Animal Welfare を念頭に！	1
◆ 飼育環境の維持	1
◆ 施設の概要（図）	2
◆ 設備・備品について	3
II 利用の実際	4
1. 実験開始前の事務手続き	4
2. 動物実験計画書の提出	4
3. 動物購入及び搬入について	4
4. 飼料の購入について	4
5. 危害等の防止	5
6. 動物の搬出について	5
7. 動物実験委員会への申請・依頼・届出・連絡について	5
8. 見学者の受け入れについて	5
III 動物実験施設への入・退出について	5
IV 動物管理の実際	6
V 事故への対応	6
VI 実験動物施設における災害時について	7
様式 1～4	8
< 資料 >	
1. 苦痛分類 SCAW	12
2. 動物の愛護と管理に関する法律（全文）	14
3. 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（全文）	21

I 施設を利用される前に

この小冊子は創価大学動物実験規程を遵守し、動物実験施設（以下動物施設という）の利用方法をわかりやすくまとめたものです。

適切な飼育環境のもとで「科学的かつ倫理的」な動物実験を行うために、利用者の皆さんは、内容をしっかりと把握して下さい。実験動物は生き物でありその扱いには十分配慮し、彼らの死を無駄にしないよう心掛けてください。また、この冊子は身近においてご活用ください。

1. 基本的な考え方

はじめに確認しておきたいことは、創価大学で実施される全ての動物実験は本学で定めた「創価大学動物実験規程」に則って実施されるということです。

◆ 共同利用施設である

利用者の多くのニーズは可能な限り対応できるよう努力したいと考えておりますが、共同利用の考え方を優先しますので、動物数、飼育期間等を指定させていただく場合があります。

また、特殊な実験（有害物質の投与、特殊な装置を要する実験、市販されていない動物の飼育）は実施困難な場合もあります。そのような実験に該当すると思われる実験は計画の段階で早めのご相談をお願いします。

◆ Animal Welfare を念頭に！

実験計画に際しては3Rすなわち「Replacement（動物実験の他手段への置換）」「Reduction（使用動物数の削減）」「Refinement（麻酔、鎮痛剤の使用や実験技術精度の向上）による動物が受ける苦痛の軽減」を考慮して下さい。具体的には適切な保定及び麻酔は動物の苦痛を軽減します。また、同じ動物種であっても系統によって薬物代謝、免疫応答等に差異が認められることもありますので、使用する動物種・系統・性等を十分にご検討ください。

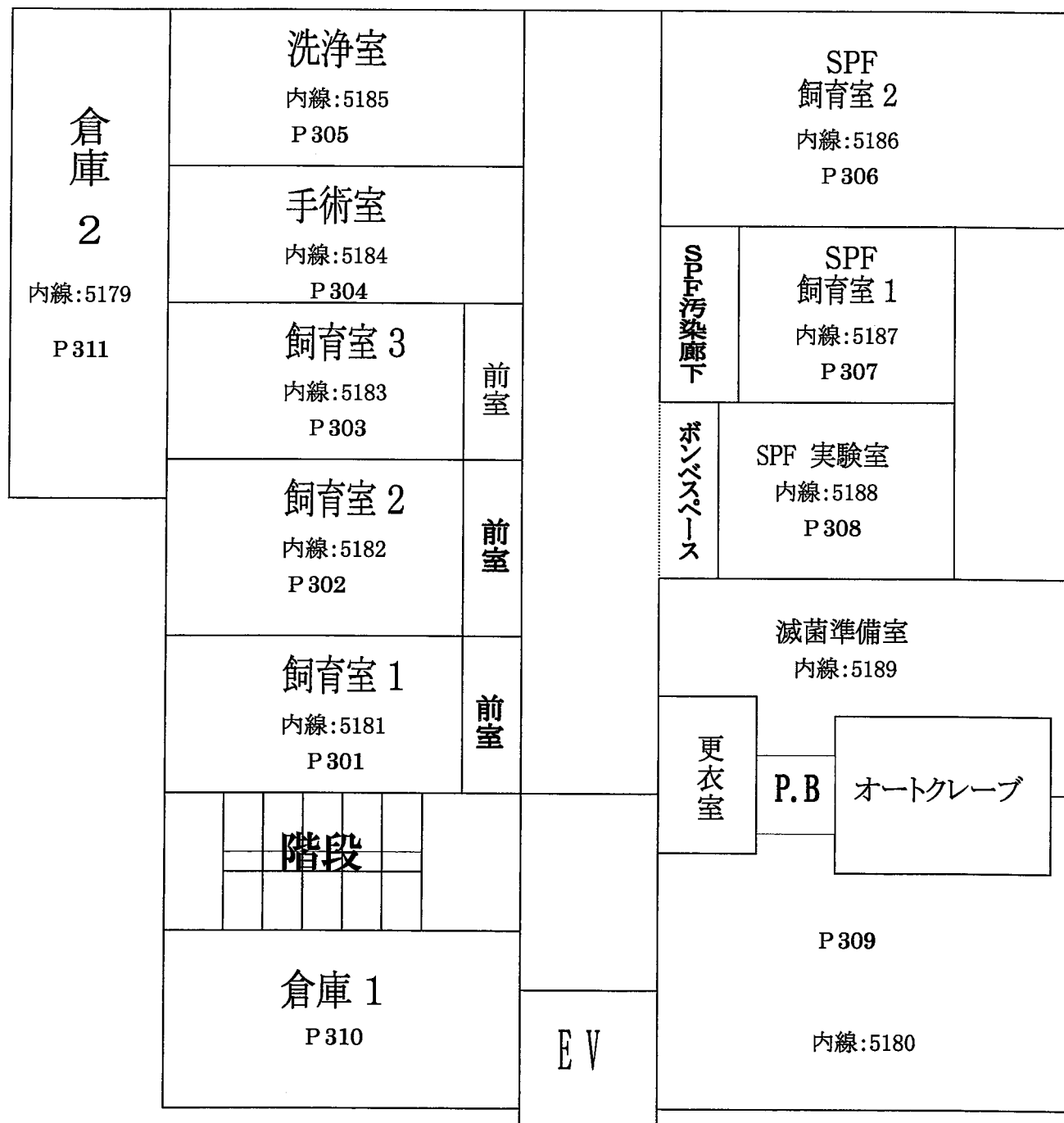
◆ 飼育環境の維持

動物実験を円滑に進める上で重要なことは、適切な環境のもとで実験動物を健康な状態で飼育することです。特に微生物的な汚染は実験への大きな支障となります。また、人獣共通の感染症が見られた場合は飼育制限、施設の閉鎖等も考えなければなりません。

入退出に際しては実験衣・履物の交換、手指の消毒など定められた方法を必ず守って下さい。

◆ 施設の概要 : 下図をご覧下さい

3 F



◆ 設備・備品について(下表をご覧ください)

3F

部屋 No.	設 備 ・ 備 品 等
P 309 (滅菌室)	エアーシャワー ・ パスボックス ・ オートクレーブ ・ フリーザー アルコール噴霧器
P 308 (SPF実験室)	Co ² インキュベーター ・ 安全キャビネット ・ 冷蔵庫 ・ マニピュレーター 遠心機 ・ PHメーター ・ 顕微鏡 ・ 実体顕微鏡 ・ バーナー 手術用具一式
P 310 (倉庫)	小型インキュベータ ・ 陽圧ラック ・ ホルマリン燻蒸器
P 304 (手術室)	器具戸棚 ・ 小型オートクレーブ ・ 遠心機 ・ 実体顕微鏡 ・ 無影灯 手術用具各種 ・ 製氷機 ・ 各種注射筒 注射針 ・ 純水装置 アルコール噴霧器 ・ 手術台 ・ 電子天秤 ・ フリーザー ・ 簡易ドラフト
P 305 (洗浄室)	水槽 ・ 高圧洗浄機 ・ 乾燥機付洗濯機 ・ 超音波洗浄機
廊 下	ボンベスペース(SPF区域に Co ² およびチッソを供給) ・ 冷蔵庫 アルコール噴霧器

II 利用の実際

1. 実験開始前の事務手続き

動物実験を実施するものは動物実験ガイダンスを受講すること。

2. 動物実験計画書（様式1）の提出

- ① 動物の飼育、実験を希望する方は動物実験計画書（様式1）を提出して下さい。
- ② 動物実験計画書（様式1）は動物実験委員会で審議し学部長の承認された後に飼育、実験の実施が可能となります。記載が不十分であったり、特殊な実験内容の場合には審議に時間がかかる場合があります。
- ③ 動物実験計画書（様式1）の内容に変更（実験期間の延長等）が生じた場合には、速やかに再申請を行ってください。
- ④ 特殊な動物実験等の場合には動物実験委員会に相談し、実験計画書（様式1）を提出して下さい。
- ⑤ 動物施設では感染性病原体を用いた動物実験を禁じています。そのような実験計画がある場合は、委員会の指示に従ってください。

3. 動物の購入及び搬入について

- ① 実験動物購入届（様式2）に、必要事項（動物種、系統、週齢、♂♀の区別、匹数、搬入希望日等）を記入し、事務室まで提出して下さい。通常、発注から搬入まで1週間を要します。特殊な系統、週齢ではさらに時間がかかる場合があります。
- ② 動物入荷日が決定した段階で許可書を発行し、実験者にお知らせします。検疫期間（動物は生産場所からの輸送中にかなりのストレスを受けておりますので、施設馴化の意味も含めて1週間は実験に使わないで下さい）が終了した後に実験を開始して下さい。
- ③ 外部施設（販売業者以外）からの動物搬入には、その動物に関するモニタリング成績を添付して下さい。
- ④ 購入した動物は事務室に届きます。事務から研究室へ連絡しますので、指定された動物室へ速やかに搬入して下さい。
- ⑤ 動物運搬用の箱は、壊して廊下のゴミ出し用台車に入れて下さい。

4. 飼料の購入について

- ① 動物を購入する場合は必ず飼料を注文して下さい。

※ 下記に動物種別の1日あたりの飼料摂取量を示しておきます（実際には、こぼし、ロス等を考慮して下さい）。

動 物 種	体 重 (g)	摂 餌 量 (g)
マ ウ ス	20 ～ 30	4 ～ 6
ラ ッ ト	200	10 ～ 25
モ ル モ ッ ト	300	20 ～ 30

- ② 購入した飼料は事務室に届きます。事務から研究室へ連絡をしますので、指定された動物室へ速やかに搬入して下さい。

- ③ 飼料は搬入後3ヶ月超過したものについては処分しますので、実験規模を考えて注文して下さい。

5. 危害等の防止

研究責任者は実験者が動物実験中に動物の取り扱い不備、使用化学物質及び実験器具によるけが等がないよう必要な教育訓練等を行って下さい。

6. 動物の搬出について

- ① 動物を搬出する場合は動物搬出届（様式3）を事務室まで提出して下さい。生体については土曜日及び休日の搬出は避けるようお願いします。
- ② 屍体の搬出については動物の死亡をしっかりと確認してください。屍体は不透明なビニール袋に収め、廊下のフリーザーに投入して下さい。その際、袋には研究室名、及び支出する研究費を明記して下さい。外部業者へ委託する際にその重量に従って処理料金が算出されます。

7. 見学者の受け入れについて

見学許可願（様式4）を提出して下さい。尚、SPF内への見学は原則として行えません。また、日ごろ動物を扱っている方の見学は、感染性微生物を持ち込むことの無いように配慮して下さい。具体的には、土、日は動物に触れないようにしていただき、月曜日に見学をされるよう配慮して下さい。

Ⅲ 動物施設への入・退出について

- ① 動物施設への入室は登録者に限られています。
- ② 動物室の照明はタイマーで管理されています。点灯時間は8:00~20:00となっています。したがって、動物室での実験等は照明点灯時間内をお願いします。それ以外の時間に照明をつけると、動物の生理的機能に影響します。そのような実験の場合は、委員会に相談をお願いします。
- ③ 動物実験施設へはエレベーターで3階へ上がります。次に入退出記録用紙に入室時間、氏名、行き先等を記入し（施設内での呼び出しに必要です。また、事故等の緊急時に迅速な対応ができなくなります）サンダルを履き替えてください。
- ④ 更衣場所で上着をはおり、帽子マスクをしてアンダーソックスをはいて下さい。
- ⑤ 施設内に入室したらエアタイトドアをきちんと閉めて下さい。また、クリーンマットが置かれている所ではサンダルのゴミを十分に落として下さい。
- ⑥ SPF区域への入室は更衣室でつなぎ式の無塵衣に着替え、マスクをしてエアシャワーを浴びて入室して下さい。

- ⑦ 動物室へ入室したら、動物の状況、餌・水の確認をし、異常があれば事務室までお知らせください。
- ⑧ 退室の場合は入室と逆の順序をお願いします。また、退室時には入退出記録用紙に退室時間を記入して下さい。
- ⑨ 着替え等の手順を怠った方は規則違反となり、登録の取り消し等が行われます。
- ⑩ 動物室・実験室及び手術室に持参した実験器具、薬品等は必ず持ち帰して下さい。
- ⑪ 動物の麻酔は手術室の簡易ドラフト内で行ってください。ドラフトはタイマーをつければ作動します。タイマーの設定は使用量に応じて2～3時間位にして下さい。

IV 動物管理の実際

- ① 動物の生死確認
- ② 餌・水の確認及び補充
- ③ ケージ、給水瓶及び受皿の交換
(ケージ及び受皿は1週間に一度、給水瓶は2週間に一度の交換をお願いします。ただし、水補充の際給水瓶をよくゆすいでください。)
- ④ 清掃

* 交換済みケージ等は、ラベルをはがし洗浄室に運んでください。

VI 事故への対応

- ① 人獣共通の感染症等を防ぐために動物による咬傷、原因不明の発熱や下痢等が認められた場合は事務室に連絡をすると同時に、速やかに医師の診断を受けて下さい。下記にいくつか人獣共通の感染症を表示しますので、参考にして下さい。

※人獣共通感染症

病 名	宿 主	ヒ ト の 症 状
腎症候性出血熱	ラット	発熱・乏尿・蛋白尿・嘔吐・下痢・腹痛・出血斑
サルモネラ	脊椎動物	発熱・嘔吐・下痢・腹痛
レプトスピラ	ラット・イヌ	発熱・筋痛・結膜充血・嘔吐・下痢・出血・黄疸
皮膚糸状菌	げっ歯類	手指などに小水泡性斑白癬・関節炎
小型条虫	ネズミ類	腹痛・下痢・嘔吐・貧血・栄養障害

- ② 爆発、引火性の薬品等を許可なく必要以上に施設内へ持ち込まないで下さい。

- ③ 動物室内の温湿度が設定範囲を超えた場合、臭気がひどい場合、騒音、照明の事故等には直ちに事務室まで連絡して下さい。下記に動物種別環境条件を表示しますので参考にして下さい。

※動物種別環境条件

環境要因	マウス・ラット・ハムスター・モルモット・スナネズミ
温 度	20 ～ 26 ℃
湿 度	40 ～ 60% (30%以下、70%以上になってならない)
臭 気	アンモニア濃度で20ppm をこえない
照 明	150 ～ 300ルクス (床上40 ～ 85 cm)
騒 音	60 ホーンをこえない

VI 実験動物施設における災害時について

1. 災害発生時は、自身の安全を確保する事を第1優先とする。
2. 災害発生時は以下の点に留意し避難する。ただし、自身に危険が迫っている場合は身の安全確保を最優先とする。
 - ① 実験中の動物はケージに収容し、もとのラックに戻す。
 - ② 麻酔下で実験中の動物については安楽死させる。
 - ③ 実験機器の電源を切る。
 - ④ 使用中の薬品は実験台から落下しないよう対処する。
 - ⑤ 避難時は飼育室、実験室等の各扉を確実に閉める。特にエアータイトのドアは最後まできちんと閉める。
 - ⑥ 避難はエレベーターを使用せず、動物室の廊下を出たすぐ右側のドアから階段に出て、避難する。
 - ⑦ 外に出たら大学事務職員の支持に従う。
3. 実験動物施設使用者は、災害後に施設内に立ち入り、自分が管理している動物の状態を確認し、被害が生じていた場合は、その状況を動物実験委員会へ報告する。ただし、施設への入室判断は個人では行わず、大学事務職員等の判断に従う。

動物実験計画書

平成 年 月 日

所属：創価大学 理工学部 共生創造理工学科

その他()

氏名： 印 役職：

研究項目：

研究代表者： 内線：()

動物実験従事者名	所 属	連絡先(内線)	ガイダンス受講
			済・未
			済・未
			済・未
			済・未
			済・未

代替法の有無： 新規 ☐ 継続 ☐ (回目)

動物実験の目的(目的、意義、価値、実験方法等について)：

使用動物	動物種： 系統： 匹数 ♂ 匹・♀ 匹 動物購入業者(生産場所)：
安全管理上注意を要する実験	☐ いいえ ☐ はい ☐RI投与 ☐細胞接種 ☐毒物・発癌剤投与 ☐病原微生物投与 ☐遺伝子組替え実験
動物実験の実施期間	実験開始日 平成 年 月 日 実験終了 平成 年 月
動物実験の飼育場所	☐ P ☐ その他：
想定される痛みのカテゴリの自己判断	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E

動物の苦痛軽減・排除の方法及び保定・拘束の時間について(関連事項を複数選択可)

☐軽微な苦痛の範囲なので特に処置を講じない
☐鎮痛剤・麻酔等を使用する(薬剤名：)
☐重度のストレスや痛みを伴う実験であるが、実験の都合上苦痛の軽減・排除の方法が無い
☐短時間(24時間以内)の保定・拘束なので特に問題はない
☐実験の都合上長時間(24時間以上)の保定・拘束はやむを得ない
☐その他：()

実験終了後の処置

☐過剰麻酔(麻酔放血を含む)による安楽死 薬品名：
☐炭酸ガスによる安楽死
☐物理的方法による安楽死(☐頸椎脱臼 ☐断首 ☐後頭部殴打)
☐その他：

動物実験委員会判定

☐この実験を承認する 創価大学動物実験委員会
☐この実験は承認できない 委員長 印

※ ☐は該当する個所に■又はVでチェックをお願いします

実験動物購入届

所定の期日までに提出されないと飼育不可場合があります。 該当する□を■又はVでチェックしてください

動物搬入日：	平成 年 月 日		
動物種：	系統：	匹数： ♂ ♀	齢： 週・月・年
妊娠動物購入の場合：妊娠（ ）日齢を搬入し、 ☐ 胎仔 または ☐ 生後を使用			
購入業者：			
動物のクリーン度： ☐ SPF ☐ その他（ ）			
希望する動物室：P棟3階 室 ☐ その他（ ）			
申請日：平成 年 月 日 申請者：			
研究代表者： 所属・連絡先(内線番号等)：			

実験動物を使用せず、他に代替できる方法が現時点においては存在しないことを検討・確認した(文部科学省告示第七十一号)。

研究代表者署名：

特殊依頼事項(飼料の種類等)：

動物搬出届

搬出日 平成 年 月	搬出希望時間 : 頃
搬出動物種 :	匹数 ♂ 匹 ♀ 匹
飼育室 :	
動物の状態 死亡 ・ 生体	再搬入 あり : なし
搬出先 フリーザー	その他
搬出者名 :	代表研究者 :

動物の再搬入の場合は、下記の備考に再搬入の理由(搬出の目的、処置内容等)と再搬入希望日を記載し、事前に動物搬入申請書を管理部門に提出してください。

備考:

事前の提出が原則です

平成 年 月 日

見 学 許 可 願 い

創価大学 動物実験委員会殿

学科名 : _____ 氏名 : _____

下記の者の見学許可をお願いします。

所 属	氏 名	連絡先(内線等)

見学希望日: 平成 年 月 日

引率者氏名: _____

見 学 許 可 書

上記の者について見学を許可します。

平成 年 月 日

創価大学 動物実験委員会

苦痛分類 SCAW

適正な動物実験の実施のため3Rの原則が確立されている。3Rの原則は、Russell & Burchによって1959年に提唱されたもので、動物実験の実施に際してReplacement（動物実験の他手段への置換）、Reduction（使用動物数の削減）およびRefinement（麻酔、鎮痛剤の使用や実験技術精度の向上）による動物が受ける苦痛の軽減のそれぞれRで始まる語に代表されることがらに十分配慮して動物実験を実施しようとするものである。すなわち3Rの原則に則って動物実験を実施することが適正な動物実験実施につながるのである。従って、動物実験を実際に行う際には十分に検討する必要がある苦痛の排除は特に重要な課題である。国によってその基準は異なるようであるが基本的には米国とカナダの研究者グループ（Scientists Center for Animal Welfare: SCAW）によってまとめられた、いわゆる苦痛分類を基に、それぞれアレンジして使用している。

創価大学においてもSCAWの苦痛分類に準拠して実験を実施するのが妥当と考え、以下にその分類を記載する。

カテゴリー	処置例及び対処法
カテゴリ A 生物個体を用いない実験あるいは植物、細菌、原虫又は無脊椎動物を用いた実験	①生化学的、植物学的、細菌学的、微生物学的研究、無脊椎動物を用いた研究、組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究、屠場から得られた組織を用いた研究。 ②発育鶏卵を用いた研究。 ③無脊椎動物も神経を持っており、刺激に反応する。従って無脊椎動物も人道的に扱わなければならない。
カテゴリ B 脊椎動物を用いた研究で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験	①実験の目的の為に動物をつかんで保定すること。 ②あまり有害でない物質を投与したり、あるいは採血したりするような簡単な処置。 ③動物の体を検査すること。 ④深麻酔により意識を回復することのない動物を用いた実験。 ⑤短時間（2～3時間）の絶食、絶水。 ⑥急速に意識を消失させる標準的な安楽死。例えば、大量の麻酔薬の投与や軽く麻酔をかけるなどして鎮静させた動物を断首することなど。
カテゴリ C 脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験	①麻酔下で血管を露出させ、カテーテルを長時間挿入すること。 ②行動学的実験において、意識ある動物に対して短時間ストレスを伴う保定（拘束）を行うこと。 ③フロイントのアジュバントを用いた免疫。 ④苦痛を伴うがそれから逃げられる刺激。 ⑤麻酔下における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの。 ⑥カテゴリCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によっていろいろな配慮が必要になる。

カテゴリ D 脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験	①行動学的実験において故意にストレスを加えること。 ②麻酔下における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。 ③苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。 ④苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。 ⑤長時間(数時間あるいはそれ以上)にわたって動物の身体を保定(拘束)すること。 ⑥母親を処分して不適切な代理の親を与えること。 ⑦攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること。 ⑧麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。例えば毒性試験において、動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること。つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合。 ⑨放射線障害をひきおこすこと。 ⑩ある種の注射、ストレスやショックの研究など。 ⑪カテゴリDに属する実験を行う場合には、研究者は動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために別の方法がないか検討する責任がある。
カテゴリ E 麻酔していない意識ある動物を用いて、動物の耐えることができる最大の痛みあるいはそれ以上の痛みを与えるような処置	①手術する際に麻酔薬を使わず、単に動物を動かなくなることを目的として筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤、例えばサクシニルコリンあるいはその他のクラーレ作用を持つ薬剤を使うこと。 ②麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと。 ③精神病のような行動をおこさせること ④家庭用電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと。 ⑤避けることのできない重度のストレスを与えること。ストレスを与えて殺すこと。 ⑥カテゴリEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。 カテゴリEに属する大部分の処置は、国の法律によって禁止されており、したがってこれを行った場合は国から研究費は没収されそして(または)その研究施設の農務省への登録は取り消されることがある。

動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年10月 1 日
法律第 105 号

一部改正 昭和 58 年 12 月 2 日

平成 11 年 7 月 16 日

平成 11 年 12 月 22 日

平成 17 年 6 月 22 日

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本指針等（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 動物の適正な取扱い

第 1 節 総則（第 7 条—第 9 条）

第 2 節 動物取扱業の規制（第 10 条—第 24 条）

第 3 節 周辺の生活環境の保全に係る措置（第 25 条）

第 4 節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第 26 条—第 33 条）

第 5 節 動物愛護担当職員（第 34 条）

第 4 章 都道府県等の措置等（第 35 条—第 39 条）

第 5 章 雑則（第 40 条—第 43 条）

第 6 章 罰則（第 44 条—第 50 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第 3 条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

第 4 条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9 月 20 日から同月 26 日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第 2 章 基本指針等

（基本指針）

第 5 条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 次条第 1 項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（動物愛護管理推進計画）

第 6 条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む）に関する事項

五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 動物の適正な取扱い

第1節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

- 第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

- 第8条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

- 第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第2節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

- 第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、その長とする。以下この節、第25条第1項及び第2項並びに第4節において同じ。）の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第22条第1項に規定する者をいう。）の氏名
 - 四 その営もうとする動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
 - 五 主として取り扱う動物の種類及び数
 - 六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項
 - イ 飼養施設の所在地
 - ロ 飼養施設の構造及び規模
 - ハ 飼養施設の管理の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項

(登録の実施)

- 第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定による登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- 第12条 都道府県知事は、第10条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第2項の規定による登録の申請に係る同項第4号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第6号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - 三 第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
 - 四 第10条第1項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
 - 五 第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第13条 第10条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第10条第2項及び前2条の規定は、前項の更新について準用する。

- 3 第1項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第14条 動物取扱業者は、第10条第2項第4号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第4号又は第6号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 動物取扱業者は、第10条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から30日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 第11条及び第12条の規定は、前2項の規定による届出があつた場合に準用する。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

第15条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第16条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

- 2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第17条 都道府県知事は、第13条第1項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第19条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第18条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第19条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
- 四 第12条第1項第1号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第20条 第10条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第21条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(動物取扱責任者)

第22条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第12条第1項第1号から第5号までに該当する者以外の者でなければならない。

- 3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

(勧告及び命令)

- 第23条 都道府県知事は、動物取扱業者が第21条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第3項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

- 第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び前3条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

- 第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

- 第26条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

- 第27条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その申請に係る前条第2項第5号及び第6号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ロ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第1項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

- 第28条 第26条第1項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第26条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

- 第29条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
 - 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第27条第1項第1号に規定する基準

に適合しなくなつたとき。

三 第 27 条第 1 項第 2 号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第 30 条 第 26 条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第 31 条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第 32 条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第 27 条第 2 項（第 28 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第 33 条 都道府県知事は、第 26 条から第 29 条まで及び前 2 条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 5 節 動物愛護担当職員

第 34 条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第 24 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

第 4 章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第 35 条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第 1 項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第 1 項（前項において準用する場合を含む。第 5 項及び第 6 項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第 1 項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第 1 項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第 36 条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第 5 項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第 37 条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第 35 条第 1 項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。
- (協議会)

第 39 条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第 5 章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第 40 条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。
(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第 41 条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第 2 項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。
(経過措置)

第 42 条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
(審議会の意見の聴取)

第 43 条 環境大臣は、基本指針の策定、第 7 条第 4 項、第 12 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項第 1 号若しくは第 41 条第 4 項の基準の設定、第 25 条第 1 項の事態の設定又は第 35 条第 5 項(第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。)若しくは第 40 条第 2 項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第 6 章 罰則

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 4 前 3 項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、類又は爬虫類に属するもの

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 26 条第 1 項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によって第 26 条第 1 項の許可を受けた者
- 三 第 28 条第 1 項の規定に違反して第 26 条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 6 号までに掲げる事項を変更した者

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第 10 条第 1 項の登録(第 13 条第 1 項の登録の更新を含む。)を受けた者
- 三 第 19 条第 1 項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第 23 条第 3 項又は第 32 条の規定による命令に違反した者

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 24 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第 25 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 44 条から前

条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第 49 条 第 16 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料に処する。
第 50 条 第 18 条の規定による標識を掲げない者は、10 万円以下の過料に処する。

附則（平成 17 年 6 月 22 日法律第 68 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第 2 条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第 5 条第 1 項から第 3 項まで及び第 43 条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第 1 項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により定められた基本指針とみなす。

第 3 条 新法第 12 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 27 条第 1 項第 1 号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第 4 条 この法律の施行の際現に新法第 10 条第 1 項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第 14 条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から 1 年間（当該期間内に新法第 12 条第 1 項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第 10 条第 1 項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、その長とする。次条第 3 項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第 19 条第 1 項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第 2 項、第 21 条、第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 24 条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第 5 条 この法律の施行の際現に旧法第 16 条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第 26 条第 1 項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から 1 年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

3 第 1 項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第 31 条、第 32 条（第 31 条の規定に係る部分に限る。）及び第 33 条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第 6 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 7 条 前 3 条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（条例との関係）

第 8 条 地方公共団体の条例の規定で、新法第 3 章第 2 節及び第 4 節で規制する行為で新法第 6 章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

第 9 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

平成 18 年環境省告示第 88 号
最終改正：平成 25 年環境省告示第 84 号

第 1 一般原則

1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のため に必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用 に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任 をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適 正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活 環境の保全に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養 又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

3 周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を 確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、 本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準 に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知 に努めること。 また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効 果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

4 その他

管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行 い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利 用に供することをいう。
- (2) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、 鳥類又は爬(は)虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者（研究機関の長等の実験動物の飼養又は 保管に関して責任を有する者を含む。）をいう。
- (5) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (6) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (7) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (8) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康 及び安全の保持に努めること。

ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康管理並びにその動物の種類、 習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

イ 実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

ウ 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の 健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。

エ 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の 目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生 理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。

ア 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿 勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための 広さ及び空間を備えること。

イ 実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を 及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造 等とすること。

ウ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理 が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により 傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

(3) 教育訓練等

管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てる ようにすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要 な教育訓練が確保されるよう努めること。

2 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にし て、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、 また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周 辺の生活環境の保全に努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。

イ 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病 にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。

ウ 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

エ 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

オ 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(i) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(ii) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

カ 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時の対応

管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと

(4) 緊急時の対応

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

5 実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

6 輸送時の取扱い

実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

ア なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

イ 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。

ウ 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

エ 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

(1) 実験等の実施上の配慮

実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸(けい)椎(つい)脱臼(きゅう)等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

2 実験動物を生産する施設

幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとする。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たすこと。

第5 準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）に準じて行うこと。

最後にこの「利用の手引き」を通読されたことを動物実験委員会まで提出してください。

キ リ ト リ セ ン

動物実験施設利用の手引きを
通読致しました。

平成 年 月 日

氏名 _____